経過措置期限延長
のお知らせ

沢井製薬株式会社
大阪市淀川区宮原 5-2-30

謹 啓　時下益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社製品につきまして格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、下記品目について、令和 5 年 12 月 19 日付厚生労働省告示第 333 号により経過措置期限が令和 6 年 3 月 31 日限りとなっておりましたが、この度経過措置期限が延長されましたので、お知らせ申し上げます。

謹 白

記

1. 経過措置が延長される品目（令和6年3月5日付官報告示・4月1日適用）

㊀塩酸プロピベリン錠10mg「SW」
塩酸プロピベリン錠20mg「SW」

㊀（統一名で収載されている品目）のため、官報に告示されておりませんが、下記の経過措置期限が目安となります。
※なお、代替品が令和5年12月8日に薬価基準に収載されました。裏面に対応表を記載しておりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2. 延長後の経過措置期限（銘柄別収載品目の保険薬価適用期限）
令和6年9月30日限り

【問い合わせ窓口】
　沢井製薬株式会社　医薬品情報センター
　フリーダイヤル　0120-381-999

2024年3月作成 HHH

延長後の経過措置期限：令和6年9月30日

代替品対応表

経過措置品目		代替品（令和5年12月8日薬価基準収載）
㊀塩酸プロピベリン錠10mg「SW」	➡	㊀プロピベリン塩酸塩錠10mg「サワイ」
塩酸プロピベリン錠20mg「SW」	➡	プロピベリン塩酸塩錠20mg「サワイ」

㊀（統一名で収載されている品目）は、官報には告示されておりません。

統一名で収載されている経過措置品目は、令和6年10月1日以降も統一名のレセプト電算処理システムコードでの請求が可能です。銘柄名で収載されている品目の経過措置期限は令和6年9月30日限りとなりますので、それまでに代替品に切り替えていただくようお願い致します。